

余暇ツーリズム学会 研究助成制度規程

(目的)

第1条 余暇ツーリズム学会(以下、「本会」という)に研究助成制度(以下、「本制度」という)を設ける。本制度は、本会の正会員(大学院博士後期課程に在籍する者)による余暇、ツーリズム、およびその隣接諸学に関する理論または応用についての研究を金銭的に支援すること、およびこのことによる学会および学術の発展をはかることを目的とする。

(研究助成制度の種類および対象)

第2条 本制度は次の1種とする。

- 一 研究助成
- 2 本制度の対象は、申請時点の本会事業年度初日において、本会の正会員(大学院博士後期課程に在籍する者)とする。ただし、大学等の研究教育機関における専任教員としての職を得ている者を除く。

(研究助成)

第3条 本会は、本制度の対象となる会員に対して研究助成金を交付する。本制度の対象となる会員の数および研究助成金の金額は、理事会が決定する。

- 2 本制度による研究の期間は、原則として研究助成金の交付から約2年後の全国大会開催日までとする。
- 3 本制度の対象となる会員は、研究の成果を、初年度は中間報告、第2年度は最終報告として、全国大会において報告しなければならない。
- 4 本制度の対象となる会員は、研究期間の終了後3ヶ月以内に、研究成果報告書および会計報告書を証憑類とともに本会会長に提出しなければならない。なお、研究成果報告書は当会ウェブサイトにて公開するものとする。
- 5 本制度による研究について、その成果を、当該研究の本制度期間満了の翌年度までに発刊される『余暇ツーリズム学会誌』に論文として投稿しなければならない。
- 6 本制度による研究の成果の一部または全部を報告する場合には、本制度による研究助成を受けたことを明記しなければならない。

(申請および審査)

第4条 本制度による研究助成を希望する会員は、全国大会の3ヶ月前までに、所定の様式により会長に申請する。

- 2 研究推進委員会は、会長の諮問により申請を審査し、当該年度の対象を決定し、会長に答申する。会長はこの決定を理事会に上程し、理事会において対象は議決される。採択された申請については、遅滞なくその結果を申請者に通知するものとする。

(研究助成金の返還)

第5条 本制度の対象となる会員が本規程に定める事項を遵守できない場合には、交付された研究助成金の全額を返還しなければならない。なお、本制度による研究期間に研究助成金の交付を受け、その後大学等の研究教育機関における専任教員としての職を得た場合は、それまでに交付した研究助成金の返還を要しない。

(本規程の改定)

第6条 本規程の改定は、理事会でこれを行う。なお、改定された規程は総会において報告する。また、会員に公表する。

(その他)

第7条 本規程に定めない事項および本規程の運用に関し必要な事項は、研究推進委員会で検討し、理事会において決定する。

(附則)

本規程は、2023年7月15日より施行する。

申し合わせ事項

- 第3条の「本制度の対象となる会員の数」は毎年度最大1人を選定するものとし、「研究助成金の金額」は本制度による研究の期間(約2年間)あたり最大30万円とする。
- 第3条第6項の「本制度による研究助成を受けたことを明記」するための文例は次の通りである。
 - 本研究は、余暇ツーリズム学会の研究助成を受けたものです。

- This work was supported by The Research Grant from The Association for Leisure and Tourism Studies.
- 研究助成金の交付は、初年度分と第2年度分に2分割し、原則として毎年度の全国大会開催日から2週間以内に行うものとする。
- 研究助成金は、当該研究課題に関連する用途であれば、原則として自由に支出できるものとする。ただし、備品類(パソコンやパソコン関連備品(プリンタ、デジカメ、ICレコーダ、ソフトウェア等))の購入、および、人件費や飲食代の支出を不可とする。さらに、対人的な謝礼額は薄謝(1人あたりおおむね3,000円以下)とする。他の支出方法については、適宜、研究推進委員会(または理事会 or 常任理事会)にて検討する。

以上